

社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人
紀美野町社会福祉協議会

社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員(以下「役員」という。)の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員には報酬を支払わない。

2 前条の規定にかかわらず会長に報酬を、月額 50,000 円支払うものとする。ただし立場によっては、無報酬とすることができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その日の前日とする。

(費用弁償)

第5条 役員が職務のため出張したときは、紀美野町社会福祉協議会職員旅費規定に基づき旅費を支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

